

第3節 工業化政策の展開

1 スハルト体制の経済政策の枠組み

— IGGI体制の発足

六六年のスハルト体制発足とともに工業化への歩みも着実かつ持続的なものとなっていった。高進するインフレをわずか三年の短期間で収束するとともに、資本主義諸国からの公的・私的な資本・技術に門戸を開き、国内資本を動員し得るよう規制を緩和するなど、工業化への環境条件整備に成功したためである。

同政権は発足とともに前政権の社会主義国寄りから資本主義国寄りに外交姿勢を転換し——非同盟を標榜することには変わりなかったが——、当時米国留学を終えて間もなかったインドネシア大学経済学部の一群の若手経済学者——ウイジヨヨ・ニティサストロ、アリ・ワルダナなどカリフォルニア大学バークレイ校出身者が多かったことから彼らはバークレイ・マフィアと呼ばれた——を新体制の経済開発の基本政策立案に起用し、六七年には経済閣僚・高官に登用した。その間、対インドネシア債権を有する資本主義諸国によるインドネシア債権国会議が結成され、六六年九月十九日には第一回インドネシア債権国会議（IGGI）東京会議が開催された。同年十一月二十四日には新規発足のアジ

ア開発銀行に加盟し、翌六七年には、スカルノ政権末期の六五年一月に脱退していたIMF、世界銀行へ公式に復帰した（それぞれ二月二十日と四月十三日）。

この間、六六年十二月十九〜二十日の第二回IGGIパリ会議では、六六年六月末までのいわゆるスカルノ債務の返済繰り延べが決まった。同じ会議でパリ債務繰延べ協定が締結され、六七年中にインドネシアと各債権国の二国間で繰延べの具体的な詰めが行なわれ、遂次二国間協定が締結された。

これによってスハルト体制の経済開発政策遂行の布陣が固まったことになる。即ち、経済閣僚・官僚となった経済学者がスハルト大統領より委任を受けて経済の政策策定・運営を担当する。これに対して世銀・IMFは長期・短期の資金を貸し付けるとともに政策策定に関してコンサルテーションを行なうが、そのなかで最も重要なものは毎年のIGGI援助の方針と必要額をインドネシア側と協議のうえ固めることである。このことはとりもなおさず、毎年の総需要規模の動向に決定的な影響力を行使するということであり、対外公的債務管理にも世銀・IMFが主導的役割を果たしていくことを意味した。

政策的枠組みの設定と経済の安定化

スハルト体制の経済開発政策の基本的枠組みは六六年七月五日付け第四回暫定国民協議会⁽¹⁾決定第二三号で定められた。そのなかの、(イ)短期目標としてのインフレ抑制、(ロ)対外政策を資本主義国寄りに修正、(ハ)国家資本優先から民間資本重視への転換、(ニ)外国経済協力の積極活用、(ヘ)外国民間投資への門戸開放、といった規定が実質的な開発の枠組みとなった。これを受けて政府は十月、十一月に相次

いで経済安定化のための具体策を定めた。翌六七年一月十日には外国投資法（法律六七年第一号）を制定する。さらに六八年七月三日付けで国内資本にも外国資本と同様のインセンティブを与えるべく国内投資法（法律六八年第六号）を制定した。

インフレ抑制の具体策としては、財政均衡化⁽²⁾、金融引締め、日米欧の商品援助による消費財の大量輸入、為替の漸進的自由化などの経済の規制緩和が実施され、加えて六八、六九年と連続して米の豊作に恵まれたこともあって、六六年に六三五・四％に達していたインフレは六九年には九・九％にまで鎮静化した。工業部門の企業活動を大きく阻害してきた要因が除かれたことを意味する。

2 工業化政策の展開

工業化政策の四段階

六六年第四四半期に規制緩和が始まり、翌六七年には工業化の進展に影響の大きかった外資法が制定され、世銀・IMFへの復帰で政策の枠組みがほぼ固まり、この年から工業の復興・発展への動きが始まった。以来四半世紀、スハルト体制下では工業化政策として、国産部品使用義務規定、輸出促進政策、外国投資政策、輸入数量規制、為替政策、関税、政府資本参加、総代理店制、といった多様な手段が使われてきた。ここでは、輸入代替による付加価値率の向上と製品輸出による当該工業部門拡大とに特に注目し、それらに影響を与えるような政策の施行に基づいて時系列的にその展開を跡づ

けたところ表II-15のような時期区分を得た。以下で各時期ごとにどのような政策が発動され、経済の実体がどう推移したかを跡づけてみよう。

(1) 工業化政策第I期（一九六七～七五年—消費財生産最終工程・基礎素材輸入代替）

六〇年から六六年までのGDPの平均実質成長率は二・一％と当時の人口増加率より低く、外貨不足とインフレ高進という経済環境で、インドネシア工業は六〇年代初頭以来長期低迷をつづけてきた。新発足のスハルト体制が、一転して、国内消費財需要を自ら満たすために消費財の輸入代替に意欲的に取り組みはじめたのがこの時期である。政府は輸入代替過程にある品目の輸入禁止や高率輸入関税・輸入品販売税の設定、さらには内外の新規投資に優遇措置を与えることによってこの輸入代替過程の進行を促した。

消費財輸入代替生産が著増

期間中、多数の工業製品の生産が著増し、また新規国産化が始まった。輸入代替の進行が著しかったものには、各種日用雑貨類、医薬品、織布・紡績、洗剤、乾電池、バッテリー、ラジオ、テレビ、ミシン、セメント、肥料、自動車・自動二輪車用タイヤ、丸棒、亜鉛鉄板、自動二輪車・自動車組立などがある。国産化の実体は基調としては最終工程の輸入代替であった。新規国産化分野については外資合弁企業が先鞭をつける例が多く、地元企業家は若干のタイムラグをおいて追隨参入した。

工業政策の展開

工業化政策第III期 (1983～85年)	工業化政策第IV期 (1986年～)
基礎素材輸入代替 資本財部品輸入代替	基礎素材輸入代替 資本財部品輸入代替 労働集約型輸出工業成長
冷延鋼板工場着工 重化学52工場建設計画棚 上げ 国産部品使用義務化規定 (建機・工作機械・電 機・その他機械)	戦略産業管理庁設置 石油化学工業建設推進 部品国産化スケジュール 見直し(商業車、発電 機等)
通関検査業務をスイス民 間企業に委託	輸出指向企業優遇 保税加工区設置など多数 (但し、租税面のインセン ティブはなし) SE制度廃止、ドロー・パ ックへ復帰 国産品輸出専門内外合弁 商社設立容認
83年ルピア切下げ、期間 中はほぼ実勢に近い	86年ルピア切下げ、以後 ルピア割安評価へ
前期の継続。84年1月に タックス・ホリデー廃止 84年8月以降積極的外資 導入に転換	外資導入優遇策多数追加 (但し、税の優遇措置は なし)
金融改革(83年6月) 税制改革(84年1月) 広範に輸入関税引下げ (84年4月)	輸入・流通規制緩和(86 年10月) 輸入障壁緩和(87年1月) 輸入規制緩和・資本市場 規制緩和等(87年12月) 第2次金融改革(88年10 月) その他

輸入代替へ積極貢献の外資
六七年初頭の外国投資法制定は工業部門の輸入代替過程への外国資本の参加を積極的に容認する意
図表明であった。

当初、外国資本の投資分野は、港湾、運輸、電力、通信など社会資本への投資が事実上禁止されて

表II-15 スハルト体制下の

	工業化政策第I期 (1967～75年)	工業化政策第II期 (1976～82年)
工業化の重点	基礎素材輸入代替 消費財最終工程輸入代替	基礎素材輸入代替 消費財部品輸入代替 資本財組立輸入代替
輸入代替促進政策	国营肥料・製紙工場増設 国营製鉄・アルミ精錬工 場建設着工 高率輸入関税・輸入品販 売税，輸入禁止	戦略産業育成政策開始 (国营) 重化学52工場新設計画 (国营) 国産部品使用義務化規定 (商業車, 自動二輪車) 海外修理ドック入渠規制 等
輸出振興政策	輸出振興庁設置 ドロー・バック制度施行	輸出証書(SE)制度導入 (ドロー・バック代替) カウンター・パーチェス 制度導入 輸出金融金利引下げ
ルピア対ドル評価	73年よりルピアは割高評 価へ	78年11月ルピア切下げ， 依然ルピア割高評価
外資政策	67年外資法制定時はどの 認可企業にもタックス・ホリデー供与 70年8月からは選別化へ 74年以降は選別化と性急 なインドネシア化規定	性急なインドネシア化を 求める選別的な外資導入
その他構造調整政策		

いたが、工業部門に関しては兵器関連以外はすべて開放された。

この期間中、それまでインドネシアに完成品輸出をしていた多くの外国企業は、インドネシア政府による当該完成品の輸入禁止ないし高率保護関税設定の動きに対し自らの輸出市場を保全すべく現地生産転換のための直接投資に踏みきる例が多かった。その意味で外国投資は輸入代替には積極的な役割を果たした。

輸入関税による保護の実際は、「関税および関税と同時に徴収される輸入品販売税によって実施された。輸入品販売税の保護効果は、その税率が同種の国産品に対する販売税よりもしばしば高いことによってもたらされた。インドネシアが採用した保護関税は、消費財に最高率（四〇～二七〇％）を課し、中間財（一五～三〇％）から資本財と原材料（〇～一〇％）へとしだいに低くなるというように、大部分の発展途上国に共通するよく知られた「カスケード効果」をもっていた。⁴川下産業の製品ほど高い保護を与え、そこから工業化を促進してゆこうというわけである。

外資無差別導入から選別導入へ

外資導入に関して選別的な規則が初めて制定されたのは七〇年八月七日付け法律七〇年第八号で、それまで投資調整局の認可を得ればどの外国投資案件にも与えられていた法人税免除措置は、外国資本と国内資本とを問わず、政府が指定する最優先分野への投資にのみ与えることとし、業種、外貨稼得・節約、国産原料大量使用、ジャワ以外の立地、投資額大、危険負担大、などの基準を満たす案件のみに与えることとし、一般優先業種には「投資控除制度」を適用し、投資費用総額の二〇％相当額

を四年間で課税対象利益から控除してよいこととした。他方、非優先業種にはこれらの恩典は与えられないことになった(法律七〇年第一号、同一二号)。さらに、七〇年十一月、七一年二月には当面の国内需要を満たせるようになった三九業種(牛乳・乳製品、バッテリー、グルタミン酸ソーダ、タバコ、マッチ等)への外資参入が禁止され、以後、七四年まで外資参入禁止業種は徐々に増加した。

七四年一月十五日、田中首相(当時)の訪イ時に勃発したジャカルタ反日暴動は外資政策面では選別的導入・性急なインドネシア化政策期ともいふべき段階に入るきっかけとなり、外資に対する優遇措置の適用には選別の度が増すとともに早期にインドネシア化することを義務づける規定が加わった。同月二十二日、国家経済安定会議は、(イ)新規内外合弁企業は十年以内にイ側出資者の出資比率を五〇%以上とすべきこと、(ロ)新規内外合弁企業はイ側パートナーとしてプリブミを選ぶこと、などプリブミの参加率を高める方向の投資ガイドラインを定めた。

これに基づいて四月十八日付け大統領令は外国人の就業を制限することを決め、認可期限を超えて就業する場合は就業者一人につき月間一〇〇ドルを政府が教育訓練義務違反課徴金の名目で徴収することとした。さらに九月二十一日付けの大統領令は、外国との合弁企業のインドネシア側持株比率は十年以内に過半数に引き上げることが義務づけた。これらのうち先の(ロ)は必ずしも遵守されなかったが、石油収入の増加でインドネシア政府は強気となり、八〇年代初頭まで外資に対する制約は時とともに増していった。

輸出振興庁設置とドー・バック制度施行

輸出振興策としては、まず、七二年に国家輸出振興庁（BPEIN）が設置された。この時点では輸入代替がやっと緒に着いたばかりの工業製品の輸出は念頭になかったであろうことに加えて、同庁の活動自体が目立たないものであったため、工業化の進展にはまったくいいほど影響を及ぼさなかった。次いで登場したのが七五年四月十六日のドー・バック制度（DBS: Drawback System）であり、これは工業製品の輸出振興を狙いとした。輸出された工業製品に使用された輸入原材料の既払い輸入関税・輸入品販売税を還付する制度であり、NIE Sや他のASEAN諸国ではすでに導入されていた。

このDBSがインドネシアで導入されたのは、第一次石油危機後の世界的な景気後退のなかで石油輸出額が一時的に低迷し、いわゆるプラタミナ危機が表面化した時期であった。石油公社プラタミナは多数の事業展開のために巨額資金をユーロダラー市場から導入したが、石油収入減少で返済資金繰りに破綻を来し、これが国際収支・財政にまで深刻な打撃を与えたことにより、非石油産品輸出の振興が不可欠な課題と認識されたためである。しかしながら、この時期もほとんどの業種で量的にも品質的にも輸出の体制が整っていなかったため、輸出振興効果はほとんど認められず、したがって工業化促進効果もなかったといつてよい。

この期間中、ルピアはドルに対してしだいに割高評価の方向に振れていった。これは、インドネシアの物価上昇率が米国に比べてはるかに高かったにもかかわらず、七一年八月の対ドル切下げ以降ル

ピアは対ドル切下げを行なわなかったためである。七一年の固定価格で評価し直した実質レートは七一年の切下げ時の一ドル当り四一五ルピアから七五年末には二六〇ルピアに切り上がったものと試算される。それゆえ、七三年以降の時期は非石油・ガス産品輸出には為替面から非常に不利な環境となった。

製鉄・アルミ精錬・肥料生産・製紙への政府のイニシアティブ

政府はこの期間中に財政資金を投じて製鉄製鋼とアルミ精錬の事業に乗り出した。いずれも具体化までに長い紆余曲折を経ての着工であり、この時期に決まったのは工業化の進展に伴つての帰結というわけではなかった。

鉄鋼については「国産化積極推進派」のイブヌ・ストウオ石油公社プラタミナ総裁（当時）のイニシアティブであり、川中・川下需要の拡大の結果というわけではなかった。現在までインドネシア唯一の一貫製鉄会社である国営クラカタウ・スチールは七一年にスカルノ体制期の旧事業を引き継いで設立され、七七〜八三年の間に型鋼、丸棒、海面鉄、ビレット、線材、鋼管、スラブ、熱間圧延鋼板の工場を相次いで完成させた（第V章第5節参照）。

アサハン・アルミ精錬事業はアサハン川の包蔵電力の活用が事業の動機であった。構想の始まりは今世紀初頭にまで遡るが、曲折の後、インドネシアと日本の共同事業として実施されることになり、日本政府もこれをナショナル・プロジェクトと指定した。七四年一月に両国間で基本協定が調印され、七六年十月に着工した。発電用ダム建設もあつたため第一期工事の完成までに六年を要し、八二年二

「市場メカニズム派」と
「国産化積極推進派」

スハルト体制下の経済政策の推移をみる際は、市場メカニズムを重視しつつマクロ経済運営に携わるグループとこのグループに入れ替わり立ち替わり挑んでくる人々との間の攻めぎ合いが底流として存在してきたこ

とに注目すべきであろう。前者が労働集約工業や一部の資源集約工業のようにインドネシアに比較優位のある工業がまず発展してゆくのを市場に委ねようとするのに対して、後者は石油収入などを梃子として当面の比較優位はなくとも素材・資本財工業の建設に早期に取り組み、工業の対外依存を早期に脱却しようとする人々である。

前者のグループを構成するのは、ひと頃バークレイ・マフィアと呼ばれた人々を中心に国家開発企画庁(BAPPENA S)、大蔵省、インドネシア銀行、インドネシア大学などに拠

るエコノミストたちであるが、彼らは世銀・IMFときわめて密接な連携関係を保ってきた。

後者はイブヌ・ストウォ石油公社(プルタミナ)元総裁、スフド元工業相、ハビビ研究・技術担当国務相などに代表される人々で、工業省や技術評価応用庁(BPPT)などのエンジニアに共鳴者が多く、これに少数のエコノミストが加わっているものと考えられる。後者の考え方はスカルノ大統領期の重化学工業建設を志向した人々とほとんど変わらず、当時はこの考えの方がむしろ主流であった。スハルト体制下の経済政策の

基本的枠組みは前者「市場メカニズム派」の路線にあるが、石油収入が急増する時期に後者「国産化積極推進派」が勢いを得てその主張を全面に押し出す、というのがこれまでの両者の関係であった。即ち、スハルト体制発足からしばらくは前者の路線で枠組みの整備が行なわれたが、第一次石油危機の勃発で財政が潤い、プルトミナを通過する資金が巨額になった際、時のストウォオ総裁はユーロ・ダラー市場より巨額の短期資金を導入して、LNGプラント、製油所、尿素肥料、ガス・パイプライン、クラカタウ・スチール、インフ

ラなどの建設に巨額の投資を開始した。しかし、この事業拡大は結局資金繰りに窮し、いわゆる、プルトミナ危機を引き起こした。

スフドの場合はまずアサハン・アルミニウム・プロジェクトの担当となり、後の工業相在任中に第二次石油危機を迎えて膨大な重化学工業プラントの建設計画を立案するが、着手直前に石油価格が下落し、事業実施を見直すこととなった(本文参照)。

この見直しの少し前から世銀・IMFは「構造調整政策」を積極的に推進しはじめていた。

他方のハビビ研究・技術担当

相は七六年に航空機会社を設立し、七八年以降は広義の機械工業部門国営一〇社を戦略企業として育成の任に当たっている(第V章第5節参照)。ただ、ハビビの場合は、石油収入の後押しだけでなく、大統領の全幅の信頼を勝ち得たことが強みで、第二次石油危機後の財政難のなかでも事業を続行させている。

月に生産を開始した。

化学肥料の生産は現在まですべて国营企業が行なっているが、六三年十月にパレンバン第一工場を生産を開始した尿素肥料はこの期間中に第二、第三、第四工場の建設契約を締結しており、うち、第三工場は七四年八月に操業を開始した。硫酸工場もこの工業化政策第一期に建設され、生産を開始した。製紙業も国家主導で始まった業種で、六〇年代末は国营五社の独占状態にあったが、七〇年代前半は依然国营企業主導で期間中に二工場が生産に入っている。

他方、純粹の民間部門でもこの時期に中間投入財の輸入代替に進んだ例があった。合織ファイバー生産がそれで、ナイロン長繊維は七三年から、ポリエステル短繊維は七四年から、ポリエステル長繊維は七六年からそれぞれ生産が始まり、生産量は七六年から本格化した。東レ、旭化成、クラレ、帝人の各日・イ合弁企業四社が先駆けとなった。また、期間中、次に見るような部品国産化を義務づける規定はまだ登場していない。

(2) 工業化政策第二期(一九七六〜八二年)——消費財部品輸入代替・素材輸入代替・資本財組立

政府が自動車組立における国産部品使用の義務化規定を制定したことを機に工業化は広範な投入財生産の段階に入った。政府資金を投入して素材・資本財生産へ乗り出す事業も増加した。民間資本による消費財生産最終工程の輸入代替は依然続行中であつた。基本的にこの期間がほぼ石油ブーム期になかにあつたことにより、製鉄やアルミ精錬の事業に政府は引き続き取り組み、他方では国産化政策

や外資政策ではナショナルリストイックな要素が前面に出た時期である。

自動車から始まった部品国産化規定

七六年八月、組立型産業の国産部品使用を義務づける最初の政策となった工業相令七六年第三〇七号が公布された。商業車の輸入CKDセットから国産品使用を義務化した部品をスケジュールに沿って削除してゆくよう定めた政令で（第V章第3節参照）、以後、さまざまな品目に適用されてゆく。次いで、七七年一月にはオートバイとスクーターの国産部品使用義務化を定めた工業相令七七年第八号を公布し、エンジンとトランスミッションを除く部品を八〇年までにすべて国産品とするよう定めた。しかしながら、自動車・自動二輪車の国産化スケジュール設定は楽観的な需要見通しを前提とし、かつあまりに野心的であったため、後の需要の伸び悩みの中で実行不能となり、八〇年代に入ってスケジュールの見直しが行なわれた。

七七年五月から七八年十月にかけては、船舶修理をできるだけ多く国内企業に発注することを狙いとした一連の政令を公布した。まず、海運総局長令七七年第四六号は海外の修理ドックに入渠するための条件を定め、つづく大蔵相令七八年第二二三号は船舶建造・修理用資材の輸入税を免除し、運輸相訓令七八年第二四号は外国ドックへの入渠許可条件を厳しくした。さらに、航空機製造分野では、国産ターボプロップ機の国産化開始を機に八〇年一月には大統領訓令八〇年第一号で一定の型の航空機の輸入を禁止した。

戦略産業育成策と基幹産業五二工場新設計画

政府は広義の機械工業・国防産業に分類される国営企業一〇社を現在戦略産業管理庁(BPIS)の下で多額の財政資金を投じつつ育成中であるが(第V章第5節参照)、その発端になった大統領の指示は七八年に発せられた。その推進役は七八年に研究・技術相に就任したハビビで、八〇年に国防治安工業チームが設置され、八三年に閣僚を委員とする戦略産業育成委員会が発足、八九年にBPISが設立された。即ち、戦略産業育成体制の確立には長い時間を要しているが、その基礎はこの工業化政策第II期の間に固められた。

他方、工業省は七九年からの第二次石油ブームによる豊富な財政資金を背景に、海外低利融資も取り入れて、オレフィン・セクター、アロマティック・セクター、ムシ第四製油所、アルミナ製造工場(5)の四大プロジェクトをはじめとした五二件の基幹産業プラント建設計画をたてた。推進者のスフード工業相は基幹産業を国営企業が担うべきとの信念をもち、「急増する石油収入の力をかりて、ひとたびこれら基幹産業の土台を据えれば工業発展は自ずから加速していくだろう」と予定調和の楽観論で無謀な事業に取り組もうとしたのである。これらは八三年からの石油価格低落のなかで見直しを余儀なくされることになる。

「性急なインドネシア化」を求める選別的な外資導入政策

この時期の外資政策は、七四年に始まった選別的な導入・性急なインドネシア化政策がほぼそのまま

持続された。即ち、業種、外貨稼得・節約、国産原料使用、投資額、立地などの基準から選別的であるのに加えて、資本・人員の面から性急なインドネシア化を新規案件に求めた。七七年二月には、内外国間投資に対して優先、優遇、非優遇、禁止とする各業種別優先順位表を発表するとともに外国民間投資手続きの簡素化を決めた。優先順位表は一年間だけ有効で翌年には更新という形をとったため投資予定者には不安定感を与え、他方の手続きの簡素化も実効のないものであった。

八三年には教育訓練義務違反課徴金はそれまでの一〇〇ドルから四〇〇ドルに引き上げられた。期間中、外国民間投資認可件数は一貫して低水準で推移したが、国内民間投資認可も七四〜七九年は同様に低水準で推移した。しかし、国内総生産統計でこの期間中の工業部門の成長率をみると、七七〜八〇年などは一三〜二二%の実質成長を遂げており、内外投資の認可実績とそぐわないが、優遇措置が減ったので投資調整庁認可を経ない投資が多くなったことが考えられる。あるいは投資認可申請を行わない純粹国营企業の投資が多かった、といった要因も加えることができるかも知れない。

他方、上述のような外資政策のゆえインドネシアの投資環境は海外投資家にとっては他のASEAN諸国に比べて魅力を欠き、これに経済全般の過剰規制、ルピア割高評価、高金利といった諸要因が加わって、海外多国籍企業の輸出加工基地としての投資はまったく誘致することができなかった。

一九七八年ルピア切下げ・輸出振興策強化による一過性の輸出増

輸出振興政策では、まず、七六年四月に、輸出税減免、地方自治体による公課廃止、輸出金融金利引下げと枠拡大、海上運賃引下げ、などからなる政策パッケージを公布する。次いで、七八年十一月

十五日、ルピアを七年ぶりに切り下げるとともにドロー・バック制度に代えて輸出証書（SE）制度を導入する。これはドロー・バック制度を拡大・標準化したもので原材料輸入関税を實際にいくら払ったかに関わらず、商品ごとに還付額が自動的に決まる形となった。つづいて、八二年一月、カウンタ・パーチェス制度を導入、政府事業に納入する外国企業に見返りとしてインドネシア産品購入を義務づけた。さらに、同月輸出金融金利の引下げを中心とした輸出振興政策を実施した。

これら各種施策のなかで明白な工業製品輸出増をもたらしたのは七八年十一月のルピア切下げとSE制度の施行である。この時の切下げ幅ではルピアの対ドル割高評価が解消されるにはほど遠かったが、輸出報奨金ともいえるSE制度との抱合せで、繊維製品、セメント、紙、ガラス・ガラス製品をはじめとした工業製品の輸出に威力を発揮し、七九年度の前年度比工業製品輸出増加率は四六％に達した。特に、縫製品を中心とした繊維製品は非石油・ガス産品輸出の主力へ向かつて最初の飛躍を遂げた。ガラス・ガラス製品にも同様のことがずっと小規模に生じた。他の品目の輸出は急増の翌年、翌々年にかなり大幅に減少し、この時点の輸出環境下では本格的に輸出を行なう体制にないことを示した。

繊維産業は七九年度に布地と縫製品の輸出をともに急増させたが、一方でこの輸出額はまだ小さく八八年度と比べてその一割にすぎないことから、この時期は輸入代替過程をほぼ終えて輸出指向型発展への移行期の入り口にさしかかったところ、とみることができる。

(3) 工業化政策第三期（一九八三〜八五年——資本財部品輸入代替・素材輸入代替）

この工業化第三期の特徴は、資本財向け部品国産化規定と構造調整が同時進行したことである。一連の輸入代替政策の延長として、広義の機械類の国産部品使用を義務づける政令が多数公布され、それとともに多くの機械類が国内組立てされるようになった。このあと、八〇年代後半には新規の部品輸入代替政策の公布はほとんどなかったことから、輸入代替政策の公布はこの工業化第三期をもって一段落し、しばらくはその実施に重きを置いているものとみられる。

他方、石油価格下落の折からインドネシア政府は世銀の勧告を受けて経済の脱石油依存、市場機能の強化、民間部門の活性化を目指して構造調整政策に着手した。しかしながら、工業化に影響の強い非石油・ガス産品輸出振興政策あるいは外国民間投資促進策は、策定されはじめはしたものの次の期に比べればまだ本格的とはいえなかった。輸出額自体もルピアの切下げに反応して増加したが、増加傾向は後の年までは持続されなかったし、外国民間投資認可数への反応はまだ鈍いものであった。構造調整政策との関連で、かねて経済閣僚・世銀に批判の強かった、スフド工業相の政府による膨大な基幹産業建設の長期計画が日の目をみることなく延期・見直しとなった。

建機・工作機械等の国産部品使用義務規定と生産増

この期間、非常に多数の機械類の部品国産化規定が制定された。品目名を順に挙げてゆくと、二〜二

五キロワットのディーゼル・エンジン、ハンド・トラクター、ミニ・トラクター、大型トラクターおよび二六〜三七五キロワットのディーゼル・エンジン（八三年六月九日付けの別個の工業相令）、商業車機能力部品国産化スケジュールの改訂（同年九月二十八日付け工業相令）、七五〇キロボルトアンペアまでの発電機と一〜八キロワットの汎用ガソリン・エンジン（同年十二月九日付け工業相令）、自動二輪車（同年十二月二十七日付け工業相令）、研米機、精米ユニットおよび脱穀機（八四年一月十六日付け工業相令）、各種大型建設機械と電力計（同年四月二十三日付け工業相令）、旋盤・ボール盤・フライス盤などの工作機械（八五年一月二十一日付け工業相令）、ボイラー（同年二月二十三日付け工業相令）、フォークリフト（同年三月二十五日付け工業相令）、産業用電動モーター（同年四月六日付け工業相令）、各種農園作物加工機械（同年七月二十二日付け工業相令）、ロード・ローラー（同年八月三十一日付け工業相令）、である。

国産部品使用義務規定は八六年にも公布されるがその数は激減し、八七年の唯一のものは八三年の商業車部品国産化スケジュールの再調整であり、八八年以降には制定されなかった。即ち、機械類の部品国産化政策の施行は八三年に最も多く、八三年から八五年の間に大部分が施行されたのである。

この国産部品使用義務規定の施行に呼応するように八三年度には多数の機械類が国内で組み立てられるようになった。のこ盤、ベンディング・マシン、切断機、その他各種工作機械、脱粒機、アスファルト噴霧器、安全ブレーカー、電話交換機、各種農園作物加工機械などである。（巻末付表3参照）

脱石油依存と民間部門活性化とを旨とする構造調整政策の第一歩

構造調整政策は、各種規制の緩和を通じて市場メカニズムを強化するとともに民間部門の活性化を

はかり、他方で各種インセンティブも加えて非石油・ガス産品輸出の振興を目指した。先に触れた八二年の輸出振興政策はこの一連の構造調整政策の第一歩であった。八三年六月一日付けの閣議決定等による金融改革で金融部門にも市場メカニズムを導入し、翌八四年一月には税制改革で歳入面での脱石油の枠組みを設定した。そして、八五年四月一日には付加価値税を導入するとともに輸入関税を簡素化し税率を引き下げた。さらに、四日にはかねて不評だった通関検査を業務の迅速化と不正徴収防止のため大統領令八五年第四号に基づいてスイスの民間サーベイヤー(SGS : Societe Generale de Surveillance)に委託する措置をとった。

一九八三年ルピア切下げ・輸出振興策強化の効果は依然一過性

これに対して輸出振興策をみると、財政・国際収支危機のため八三年三月三十日にはルピアを切り下げたが、これによって約十年にわたったルピアの対米ドル割高評価はほとんど是正され、輸出環境は格段に改善された。同年六月の金融改革の一環として輸出金融金利をそれまでの六く九%から九%に一本化、八五年四月のSGSへの通関検査業務委託も輸出には良い効果を与えた。

ルピアの対ドル切下げは国家歳入不足と国際収支の大幅赤字の結果であったが、工業製品輸出の増加に再び大きなインパクトを与えた。繊維製品輸出額は八二年度の一・五億ドルから八三年度三・四億ドルへと一段と高い水準に飛躍し、工業製品輸出総額でも八三年度は前年度比で四一%増を記録した。しかしながら、この輸出促進効果も一年しかつづかず、全体としての効果は薄かった。

SGSへの通関業務委託は輸出入を行なう企業に非常に歓迎された措置であり、その輸出増への効

果は、この措置を評価しての輸出指向型外国民間投資の流入増なども含めて、長期にわたって現われてくるものであろう。

タックスホリデー廃止後、外資政策は積極導入に転換

八四年一月一日付けの税制改革では、内外民間投資の法人税免税措置は廃止し、その代わりに法人税の最高税率を四五%から三五%へ引き下げ、キャピタル・ホワイトニング制度（定期預金・貯蓄預金の源泉を税務調査の対象とせず、それからの金利収入を非課税とする）および投資控除も廃止してしまった。法人税免税廃止・税率引下げについてインドネシア政府は、長期的観点からはこのほうが企業にとつては有利である、と説明するが、企業には不評である。さらに注目されるのは、この税制改革を機に外資誘致や輸出振興などの手段として法人税の減免措置を全面的に廃止してしまったことである。これも構造調整政策の一環のようであるが、近隣の競争相手であるタイ、マレーシア、フィリピンではインセンティブとして法人税減免措置をきめ細かく適用している。この段階でインドネシアの投資環境は最悪の状態となった。

八四年度に入ってから外資政策は積極導入へ方向転換し、行き過ぎた規制の見直しが始まった。

まず、八月には加速減価償却率（二五%）適用範囲が拡大され、キャピタル・ホワイトニング制度も廃止後わずか七カ月で復活した。翌九月、外国人雇用許可手続きを簡素化するとともに投資・雇用窓口をBKPMに一本化し、煩雑な諸手続きに対する批判に応えた。次いで、十月には投資手続きを簡素化した。八五年四月には七四年以来つづけられてきた許可期限を越えて就業する外国人一人につき

て四〇〇ドルを徴収する教育訓練義務違反課徴金が廃止になり、ふたたび投資手続きの簡素化が行なわれた。さらに、同年九月、中央銀行は、外資企業も国営商業銀行の輸出金融を受けることを可とし、また外国銀行も輸出金融に関するかぎりジャカルタ外の企業にも融資できることを定めた。

このように、この時期の外資政策は過去のインドネシア化政策による行き過ぎを是正するとともに輸出金融関連では新規の緩和措置を実施した。しかし、外資の参入を通じての工業化の推進という観点からは、法人税減免措置の廃止のマイナスの影響は、ここでの緩和措置では埋め合わせられなかつたとみてよいであろう。法人税減免措置の廃止は財政の原則として実施されたもので、これが覆されるには大きな決断が必要なようである。期間中の年間外資認可実績は件数・金額ともに前の期を若干上回ったが、増加傾向を生じたというわけでもなく、その水準自体も次の期にははるかに及ばないものであった。

冷延鋼板工場は着工・基幹産業四八工場建設は見直し

政府が自ら資本を投じての工業化推進の例は、国营クラカタウ・スチール(KS)、国内民間資本、ルクセンブルク民間資本の三者合弁による冷間圧延工場の建設があり、八三年に会社を設立、八四年に着工、八七年に完工した。この事業はKSを中心とした鉄鋼一貫生産体制確立計画の一環としてかねてから計画されていたものであることと、その事業の重要性とのゆえ、財政難の折りとはいえ実現した。内外民間と合弁の形をとったのは政府財政負担を軽減するためであったのか、国内合弁相手の大統領側近華僑リム・スイウリョンが思惑で強引に参画したのかは定かではない。九〇年、リムはこの

赤字事業の持株をK S側に売却、撤退している。一方、第二次石油危機ブーム期に計画された五二件の基幹産業プロジェクトのうち四八件（総所用資金二〇億ドル）が、八三年五月、縮小・延期・棚上げとなった。

(4) 工業化政策第IV期（一九八六年以降——労働集約製品輸出を通じての工業成長、輸入代替継続）

この工業化政策第IV期は構造調整政策が進展し、工業製品輸出・外資流入が急増した時期である。経済の石油依存脱却と民間部門の活性化を目指して、政府はさまざまな規制緩和策を一連の政策パッケージの形で公布した。

八六年五月に最初の政策パッケージが出された後、石油輸出価格暴落のなかで、同年九月、ルピアは大幅な切下げを余儀なくされるが、この結果、ルピアは長らくつづいた対米ドル割高評価から割安評価へ転換した。規制緩和諸施策とルピア割安評価は相俟って輸出環境と投資環境を格段に改善し、八七年からは非石油・ガス産品輸出と外国民間投資認可数が揃って急増しはじめ、縫製業、スポーツシューズ製造業をはじめとした輸出指向型工業の成長が際立つようになった。同時に前の期から継続中の部品・素材の国産化と資本財組立て生産の過程も着実に進行した。

部品国産化規定の新規制定はなし

この時期には新規の国産部品使用義務規定は公布されず、過去に公布された品目の国産化スケジュ

ールの見直しが行なわれた。即ち、商業車(八六年四月五日付けと八七年二月三日付けの工業相令)、発電機(八六年八月十一日付け工業相令)、汎用ガソリン・エンジン(八六年十月六日工業相令)とディーゼル・エンジン(八六年十月二十九日付け工業相令)である。八八〇九一年には国産化規定は公布されていないことから、政府主導の国産化政策の公布は当面は一段落したものである。

一九八六年ルピア切下げ・輸出振興策で持続的輸出増へ

期間中、多数の政策パッケージが公布されたが、そのなかから工業に関連したものを取り出し、以下に事項別にまとめてみる。なお、各政策パッケージは公布年月日を括弧内に入れて「八六・五・六」のように記して示す。

八七年以降の工業製品輸出急増に最も効果があつた施策は八六年九月十二日の一ドル当り一一三四ルピアから一六四四ルピアへの切下げであつたと考えられるが、この切下げは実質レート換算では実質レートより一・五%割高から三〇・三%割安へ導かれたこととなる。⁽⁵⁾この切下げはさらに輸出指向型民間投資の流入をも促したものと考えられる。

輸出振興策としては次のようなものが制定された。

(イ)輸出指向企業に対する優遇。「八六・五・六」は製品の八五%以上を輸出する企業を輸出指向企業と定義し(「八七・十二・二十四」で、縫製業は八五%、他は六五%に緩和)、輸出指向企業は「八六・五・六」で保税輸出加工区に入ることが認められ、また、原材料購入に際して優遇措置を受けられることになつた。「八六・十・二十五」は既存国内企業への外国資本の出資を認めたが、資金援助目的の場合は二

五%まで、輸出促進の場合は四九%までであるのに対して、輸出指向の企業と化す場合は七五%まで認められた。「八七・十二・二十四」は輸出指向企業は、商品の品質・デザイン向上のためのコンサルティング・指導・訓練を行なう外国人専門家を雇用できること、および国内投資法・外国投資法非適用企業であっても、機械・機器・スペアパーツの輸入に関わる関税・付加価値税を免除されること（両投資法適用企業は以前から免除）、を定めた。

(ロ) 輸出製品用原材料輸入の免税。「八六・五・六」は経常的に輸出している企業は原材料輸入に関して関税等の還付ではなく、免税の扱いを受けられるとした。

(イ) 保税輸出加工区の設置。「八六・五・六」によってインドネシア初の保税輸出加工区がジャカルタに設置され、輸出指向企業と倉庫だけが入居を認められた。加工区内は外資の参入をすでに禁じた業種でも可となるなど便宜が与えられる。

(二) その他。「八七・十二・二十四」はインドネシア製品を輸出する内外合弁企業の設立を可とした（インドネシアでは一般に商業部門への外資の参入は認めていない）。また、外資製造業企業に自社製品・他製造業者製品の輸出を可とした（インドネシアでは一般に製造業企業には自社製品の販売代理店への販売しか認めていなかった）。

他方、外圧により修正を余儀なくされたものに(ホ)と(ハ)がある。

(ホ) 輸出証書 (S E) 制度の廃止とドロー・バック制度への復帰。S Eは輸出補助金であるとの米国のクレームを受けたため「八六・五・六」により八六年七月一日から復帰した。

(ハ) 輸出金融優遇金利の廃止。「八六・五・六」で一般貸付金利が二%前後であった八三年に輸出金

融金利は九%に統一されたが、これにも米国から輸出補助金だとのクレームがつき、GATTの場で漸進的な廃止が決まり、一年ごとの金利引上げの後、九〇年三月末で金利への補助金は廃止された。

外資流入も急増

外国民間投資促進政策のうち工業に関わる主な措置は以下の通りであった。

(イ) 外資に開放される分野の拡大。「八六・五・六」は工業団地を含む産業インフラ事業を外資に開放。
(ロ) 資本財輸入の免税特例。「八六・五・六」は投資調整庁(BKPM)よりマスター・リストの承認を受けた企業および国産資本財製造企業が輸入する原材料・部品・資本財には輸入関税を還付することとする。

(ハ) 地場企業と同等待遇の条件。「八六・五・六」は、当該外資企業のインドネシア側持株比率が、七五%以上をインドネシア政府ないしインドネシア側パートナーが所有する場合、あるいは、五%以上をインドネシア政府ないしインドネシア側パートナーが所有し二〇%以上を株式市場に上場する場合、あるいは、五%以上を株式市場に上場する場合に、地場企業と同等の待遇を受けることを規定。これによつて当該外資企業は、国営銀行の融資を受け、自社製品の卸・小売りに携わり、外資企業に開放されていない分野への投資が可となる。「八七・十二・二十四」は七五%を五%に、五%を四五%に緩和。

(ニ) 外資製造業企業の自社製品販売規制緩和。「八八・十一・二十一」は、外資製造業企業が自社と地場企業とで自社製品卸売りの合弁企業を設立すること、自社製品を資本財・生産投入財として使用す

る企業に直接販売すること、を可とした。

(k) 再投資の容認。「八六・五・六」は外資企業がその利益を既存他企業または新設企業に投資することを可とした。

(l) 資本現地化義務の緩和。「八七・十二・二十四」は内外合弁企業のインドネシア側持株比率を当初は二〇%以上とし、十五年以内に五一%以上に引き上げねばならないと規定(従前は十年以内)した。

(m) ルピア・ドル・スワップ取引の上限撤廃。「八六・十・二十五」で外資企業の為替変動リスク・ヘッジ用のスワップ取引枠上限を撤廃し、「八八・十・二十七」ではスワップ取引期間を従来の最長六カ月から、最短一カ月、最長三年に改訂した。

少ないインセンティブでも大量の外資が参入開始

以上のように、輸出振興政策と外国投資促進政策については数多くの改訂が行なわれた。しかしながら、個々の規定やインセンティブではタイやマレーシアに比べて厳しいものとどまっている。インドネシアの政策の一つの特徴は、八四年以降、法人所得税の減免をインセンティブの手段として使うことを停止したことである。近隣のタイやマレーシアは輸出、投資の促進に減税措置をきめ細かく使っている。

この背景として、一つにはインドネシアはナシヨナリズムが強く、それが対外的な警戒心となつて表われたということがあり、もう一つはインドネシアが人口でも国土面積でも両国とは比較にならない大国であるとの意識が「安売りをする必要はない」として、過度のインセンティブ提供に対する歯

止めとなっているのであろう。今世紀末には全国人口は二億人を超え、日本の三分の一の面積にすぎないジャワ島に一億人の人口を擁するという事実は、当面、無限ともいえる量の低廉な労働力を供給し、他方では近い将来のコンパクトで巨大な市場を約束するものといえる。

かくして、八七年以降、非石油・ガス産品輸出と外国民間投資認可は急速な増加に転じ、インドネシアの工業化に多大なインパクトを与えはじめている。

(注1) インドネシアの最高権力機関は国民協議会 (M P R : Majelis Permusyawaratan Rakyat) であるが、この時点での国民協議会は選挙を経ずに議員が任命されていたため暫定国民協議会 (M P R S : Majelis Permusyawaratan Rakyat Sementara) と称した。

(2) 一九六六年に初めて黒字予算を組み、六八年に実績ベースで歳入歳出の均衡を達成した。以後、予算は均衡、実績は均衡ないし黒字が遵守されている。

(3) 例えば、一九六七年五月八日に外為市場を開設して完全固定相場制を廃止するとともに、輸出者が取得した外為証券はそれまでのように輸入決済か外国為替基金に売却しなければならぬのではなく、市場で売却することが可能となった。さらに、地域間交易禁止の解除、重要物資価格固定の解除、不要機関の廃止、港湾における必要書類の省略と迅速化、などがある。(外務省経済協力局『インドネシア経済の現状とその打開の方策』、一九六九年)

(4) テイ・キアン・ウィ『工業製品輸出——その実績と展望』(三平則夫編『インドネシア輸出主導型成長への展望』、アジア経済研究所、一九九〇年)、九〇ページ。

(5) 同右、九一〜九二ページ。

(6) 一九七一年八月の切下げ後のレートが実勢を反映したと仮定。(三平則夫『輸出振興政策』(『インドネシア輸出主導型成長への展望』、一九九〇年))